

天海訴訟を支援する会

ニュース 2016/5/8 No. 5

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621

カンパ金振込先
干振替 00180-6-27389 障千連
通信欄に「天海訴訟」と書いてください

第4回口頭弁論

6月21日(火)

応援傍聴 お願いします!

午後2時 キボール前
街頭宣伝
裁判所へ
午後3時 開廷
閉廷後 報告集会

第4回口頭弁論は被告の釈明等に対する原告の主張が行なわれます。

毎回傍聴して下さる方もいます。2回目3回目からの方もいます。初めての方もどうぞよろしくお願いいたします。

第3回口頭弁論

被告の釈明と反論

4月19日に第3回口頭弁論が行なわれました。今回は、キボール前でチラシ配布、マイク発言などの街頭宣伝を短時間でしたが行ないました。その後、4列縦隊で裁判所まで行進しました。

傍聴者は44人で、うち車いすは7台でした。3人の方に車いすから座席に乗り移ってもらいました。乗り移るのに大変な様子でした。私が、裁判所の職員に座席はもっと外せないのか、とたずねると、「できないことはないと思う」との返事でした。あと数席分の座席を外してもらうように要望する必要があると感じました。

法廷はすぐに終わるのかと予想していたところ、突如裁判長から発言がありました。「障害者総合支援法の成立経過、障害者が65歳になったときの各自治体の対応、違憲内容、障害者総合支援法の改正法案が出

ているがそれについての見解等について知りたいので整理して欲しい」と言うことです。

支援する会としても資料の収集などに取り組む必要があると思われます。

突然の裁判長の発言で、弁護団の方も予想外であったようです。

閉廷後、弁護士会館で報告集会を行ないました。(以下3面に続く)



キボール前の行動

駅前宣伝

大勢の国民に天海訴訟、
65歳問題のことを知らせていこう

6月12日(日)12時から13時

京成千葉駅前(そごうデパート前)
65歳問題を訴えながら、天海訴訟への支援、
6/21の傍聴呼びかけを行ないます。

支援する会の皆さまを初め、多くのご参加を

裁判長強い関心示す 支援法の成立過程、各自治体の運用等に言及

第3回口頭弁論報告集会

各自治体の運用等に言及

第3回口頭弁論閉廷後、県弁護士会館で報告集会が開かれました。

国とともに千葉市にも責任が

・八田代表

裁判官も仕事をちゃんとやっているようで、本日は裁判長からずいぶん中身の突っ込んだ論点整理をしてくださいというお話がありました。この事案は、市長さんは裁判所で勝手なことを言っても、選挙では言えない中身です。

もともと障害者自立支援法には問題があって、法律を変えなければいけないということで政府と訴訟団とで交わされた「基本合意」は考慮に入れていません。さらにそのことによって、原告天海さんが自己負担に耐えられるかどうかについても考慮していません。血の通った行政というものとは無縁な主張を、千葉市はしていることをあらためて感じています。もともと国の問題ですが、千葉市に決して責任はないということではありません。頑張りましょう。

他の自治体の事例集めも必要

・向後弁護士

裁判長から天海訴訟に関心をもって述べてくれたことは予想していなかったことです。次回以降の準備に役立てたいと思います。特に法律の立法経緯というか、法律がどのように変わってきているのか、また、各自治体の運用がど

うなっているか、その辺を解釈論に組み立ててみたらどうだと思います。天海さんのような、いきなり却下決定されるのではなくて、申



請して認められることもあり、自治体の良い扱いについて皆さんから報告してもらい、「私はこう申請して通りました。その時の行政の対応はこうです。」という事例を集めてやってみたらと思っています。いろいろ今後の組み立て方は大事だと思うし、やるべきことをやっていくヒントを裁判長からもらいましたので、出来るだけそれにこたえていい結果を導きたいと思っています。障害者総合支援法の見解、憲法論については、裁判長が「はっきりさせてほしい」と言われましたが、法令自身が違憲なのか、それとも憲法の趣旨を踏まえて法令をどう解釈すべきかという立て方、今回の障害者総合支援法改正については、新しい立法の理論を踏まえて解釈を主張したらどうかと思います。千葉市は「法律を変えようということは、今の法律に問題があるから変えるのだ、これから変わるのだから自分たちのやったことは悪くない」と主張するのはどうかと思います。

わくわくした裁判になる

・戸山弁護士

今日の裁判は、私にとってはわくわくしたものでした。裁判長が上げた、障害者総合支援法第7条に至るまでの経緯、他の自治体の様子、現在国会に出されている法改正の位置づけは、裁判所が興味を持っていることで、原告はそれをどう考えるのかをはっきりさせてほしいと提起されたものです。どこから手を付けて、どのように組み立てるのが問題で、ここに至るまでの、違憲になった前の法律も含めて、障害者関連法を一度整理してみたいのですが、なかな

か複雑です。でもやっていかなければいけない問題です。また、皆さんからの情報、他の自治体の運用の事例を出来るだけ集めて出していくことは意義のあることです。法改正の意義は、被告千葉市の言い方は、「法改正があるが、今変わっていないから仕方がない。」といいますが、上程するにあたっての経緯があり、今回の法改正が最終の着地点ではないはず。全体を見て、位置づけについて、裁判上の主張をしていかないといけないと思います。皆さんにいろいろ教えて頂かないといけないと思います。情報提供をお願いすることになるのでよろしくをお願いします。

「今は悪いが、変わるのだからいいじゃないか」は通らない

・武井弁護士

千葉市は「障害者総合支援法を改正するのだから」といいますが、それは、「今は悪いが、変わるのだからいいじゃないか」という論理です。それも中身がはっきりしていません。一番大事な利用者負担について、障害福祉制度によって軽減すると法改正の概要には上がっていますが、まだ具体的な条文としてあがっていません。それを将来変わるから勘弁してほしいというのはおかしいと思います。

市町村によって異なる対応

資料を集めたい

・家平 障全協事務局次長

障害者総合支援法改正案についていうと、政府は「介護保険優先原則」はそのままにして、

カンパのお願い

裁判には費用がかかります。支援活動にも経費が必要です。皆さまのご協力をお願いいたします。振込先は1面上部に記載しています。

介護保険を利用するにあたって、ちょっと軽減してやる、その具体的軽減策も区分1、2ぐらいが対象かとか、限定的に決めようとしています。そして具体的な金額とか、範囲については政省令で決めていくことであると言います。実施は再来年の4月予定です。

今の障害者総合支援法の改正案については、自立支援法違憲訴訟で政府と取り交わした「基本合意」そして「骨格提言」など、今まで積み上げてきたものとは全く違うものであって、こんな修正を求めたわけではありません。私たちの望んできたものではありません。厚労省からは、65歳問題について「本人の話を聴きなさい。」という通知が一昨年4月に出版されています。全国の事例で言うと、岡山、愛知、名古屋等で問題になっていますが、例えば名古屋市では、一律に判断しないということで毎月更新している状況です。千葉市のように実情を聞かずにやるということは問題です。市の姿勢についても問題があります。市町村によって対応が違います。資料を集めたいと思います。

(1面からの続き)

弁護団から、「被告準備書面」の概要と、「原告と被告の主張の対照表」を配布していただき、裁判の全体像がつかみやすくなったと感じました。

参加者の方からも、多くの感想や意見、また傍聴の呼びかけチラシはもっと早く配布すべき、等のアドバイスをいただきました。キボール前で、チラシを見て傍聴に駆けつけてくださった方もいました。

総合支援法改正案の不十分な点等の解説などもありました。



争点整理表 (作：原告弁護士)

2016/04/19

原告	被告
<p>【限定解釈①】 法7条介護保険優先原則適用場面は、「65歳になり介護保険の申請資格を得た」というだけでは足りず、「介護保険の要介護申請及び認定」を要すると限定的に解すべき</p>	<p>法7条を限定的に解することはできない。そして、原告については、「訪問介護により、自立支援給付に相当するものを受け取ることが出来る者」と判断できる状況にあった。</p> <p>原告の主張が成り立たないからこそ、基本合意文書に「介護保険優先原則の廃止」が盛り込まれ、「総合的な議論が必要」との国会答弁がなされ、現在の国会に法一部改正案が上程されている。</p>
<p>【限定解釈②】 法7条による介護保険優先原則適用場面は、「受給者が、自己負担増加等の不利益を受けるとなく、介護保険法の規定する介護給付により、自立支援給付に相当するものを受け取ることが出来る」と解すべき</p> <p>【限定解釈③の根拠】 ・ 給付を遂切れさせるべきではない ・ 65歳になった障害者に介護保険申請を明示的に義務付ける規定なし</p>	<p>【原告の主張は立法論】 ・ 被告は、給付を遂絶えさせないようにするために、原告に対して、説明と説得を行った ・ 原告の主張によれば、要介護申請をしていない場合は、一律かつ自動的に自立支援給付のみが支給されることになり、明らかに平成19年課長通知に反する</p> <p>【原告の主張は立法論】 ・ 介護保険法が「加齢に伴って心身が変化した者」のみを対象としていないことは明らか ・ 本件処分に際し、基本合意文書は考慮に入れていない ・ 本件処分に際し、原告が介護保険による自己負担に耐えられるか否かは、考慮されるべき事情ではない。被告は、自己負担増による生活の逼迫、破綻を防止するための策を講じていない。</p>
<p>【限定解釈④の根拠】 ・ 法7条に何ら限定を加えないと、低所得の65歳以上の障害者だけに、「複数の受給資格を有することによる不利益」を強いることになって不合理。高齢低所得障害者に政策的に介護保険受給資格を与えた上で、従前より不利益に遇するのは大きな矛盾である。 ・ 基本合意文書の趣旨からも応能負担の原則は十分に尊重されなければならない ・ 「健康保険法の規定による療養給付」との関係では、自立支援医療費の給付により受給者の不利益は回避されている</p>	

<p>法22条違反 法7条の運用</p> <p>被告の処分は裁量を逸脱している(法22条違反) 被告は適切に裁量を行わず、法7条の運用を誤った 【法22条違反】 ・ 法22条の勘案事項に照らせば本件では支給決定をすべき ・ 却下処分が直ちに原告の生存を脅かすことを知りつつ断行した(乱暴な決定) 【法7条の運用の誤り】 ・ 平成19年課長通知は、65歳問題に直接的に言及していない ・ 基本合意文書の趣旨からも、行政は、法7条を限定的に運用できるはず ・ 自治体ごとの運用実態に差があり、被告の運用が唯一のものではない</p>	<p>本件処分は違法ではない ・ 原告が提出した「理由書」によっても「居宅介護」でなければならぬ特段の事情は確認できなかった ・ 他の自治体の扱い(一旦支給決定をして、引き続き介護保険を創設)は、法の定めるところではない</p>
<p>憲法違反 条約違反</p> <p>無限定の介護保険優先は違憲である ・ 「応能負担」が障害者施策の基本 ・ 「共助の原則」は、合理的例外を排除するほど強固な原則ではありえない ・ 法7条が限定なしの介護保険優先原則を定めているのであれば、65歳に達した障害者に対して、介護保険の受給資格を与えた上で、従前より不利に遇する矛盾を犯すものであり、憲法14条、25条1項に違反する 介護保険への強制移行は、障害者の自律と社会参加の機会を阻害するもので、権利条約に違反する</p>	<p>介護保険優先原則が、直ちに、違憲、あるいは、条約違反になるとは考えられない</p>
<p>要望</p> <p>今年も少なくとも障害者が65歳に達すると考えられるところ、権利を主張することが容易ではない者に対して、不合理な不利益を強いることは避けて欲しい</p>	